

# 裁判正常化道志会会則改正案

2021年6月26日発案

巫起草（山村・小林秀加筆）

巫案 2021年7月17日

小林秀 7月17日加筆

巫整理 8月9日

## 前 文

裁判官を含む法曹関係者（裁判所関係者、検察官、警察官、弁護士ら）は、一般市民の理解をえられる裁判あるいは法制度の適用を行うべきである。

しかし、裁判あるいは法律の運用を適切、公正に行うべき裁判、裁判関係の法の手続き・運用において、法曹関係者が、法と正義ならびに事実に基づく公正な判断・裁判・手続きを行わず、当事者が司法被害を受けていることがあることは、経験的に明らかである。

本会は、それらの問題を明らかにして、裁判あるいは司法の正常化を目指す。

## 第1章 総 則

（名 称）

**第1条** 本会は、裁判正常化道志会と称する。

（目 的）

**第2条** 本会は、裁判あるいは司法を正常化することにより、社会に貢献することを目的とする。ただし、正常な裁判あるいは司法とは、日本国憲法あるいは国連人権条約などの司法に関する近代的な基準にのっとり、法と事実に基づく公平で公正な裁判が継続して実施されている裁判あるいは司法の状態をいう。

（裁判批判）

**第3条** 裁判または司法の正常化は、裁判批判を通して行う。

**第4条** 裁判批判は、市民的な視点に基づく評価に依拠するものであり、批判者は法曹に関するいかなる資格も要求されない。

**第5条** 裁判批判は、個別の裁判に対する法廷外からの批判と裁判または司法の制度や運用の現状に対する批判を含む。

**第6条** 個別の裁判に対する批判は、確定した裁判に対する批判と係属中の裁判に対する批判を含む。

（事務所）

**第7条** 本会の事務所は会長の居住地あるいは会長の指定するところに置く。

2 本会の事務所に、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

（事 業）

**第8条** 第3条から第6条までの目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 裁判あるいは司法に関する情報収集

- (2) 裁判あるいは司法に関する研究活動
- (3) 個別の裁判、訴訟、請求等の推進、実施および公開
- (4) 前各号の成果の公表およびそれに基づく関係機関等への働きかけ
- (5) 司法被害を受けていると判断される人に対する支援活動
- (6) 会員名簿の整備および管理
- (7) 会報等の発行
- (8) その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会員

(入 会)

**第9条** 本会の目的に賛同して会員になるためには、本会に申し込み、承認を受けなければならない。

(退 会)

**第10条** 会員は、書面により本会に通知することにより、退会することができる。

## 第3章 役員等

(役員を選任)

**第11条** 本会に、会長1名、幹事数名、監事数名を置き、会員総会（以下、「総会」という）で選任する。

(役員会)

**第12条** 本会は役員会を置き、会長、幹事および監事が構成員となる。

**第13条** 役員会で、次の事項を行う

- (1) 予算計画
- (2) 事業計画
- (3) 事業および予算の執行
- (4) 事業と会計の報告

(会長の役割)

**第14条** 会長は本会の会務を総理し、本会を代表する。

## 第4章 会議

(総会)

**第15条** 本会は、総会を毎年1回定時に開催する。ただし、必要に応じて臨時にこれを開催する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長になる。
- 3 総会は会員に公開する。
- 4 総会の議事は、特に定めのある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(研究会・例会)

**第16条** 原則として、毎月1回以上の研究会・例会を開催する。

**第17条** 会員は研究会・例会に参加して、意見を述べることができる。

## 第5章 事業年度・会計等

(事業年度)

**第 18 条** 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経費)

**第 19 条** 本会の運用経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事業計画・報告及び予算)

**第 20 条** 年度初めに、前年度の事業と会計の決算を報告し、当年度の事業計画と予算を定め報告する。

## 第 6 章 その他

(会員名簿)

**第 20 条** 会員は、氏名、ペンネーム (必要な場合)、性別、生年月日、住所、職業、電話番号、メールアドレスを本会に届け、役員会が会員名簿を管理する。

**第 21 条** 会員は第 20 条の届出事項に変更があった場合には、遅滞なく本会に届け出るものとする。

(会則の改正)

**第 22 条** この会則の改正は、総会出席者 3 分の 2 以上の同意により決しなければならぬ。

2 前項により改正された会則は、総会決議の日の翌日に施行する。

(規定の解釈)

**第 23 条** この会則に定めのない事項については、総会の議を経て決定する。

## 附 則

1 この会則は x x 年 y y 月 z z 日総会の決議を経て、xx 年 yy 月 zz 日付で施行する。